

内規改正（案）

第 11 条 慶弔

- (a) 会員および家族、パスト会長もしくはこれに準ずる者がかつて会員であった者、並びに他のロータリ・クラブ等の慶弔に際し、本クラブより慶弔の意を表す方法は、あらかじめ理事会において取り決めておくものとする。それにのっとり、実際の運用は幹事の裁量に委ねる
- (b) (追悼例会)

書式変更: フォントの色: 赤

内規 11 条 a 項の「慶弔の意を表す方法」に関する理事会の取り決め:

パスト会長およびこれに準ずる者がかつて会員であった者の慶弔を表す方法としては、幹事の裁量によって、①逝去された方の氏名、逝去日時及び告別式日程等の会員への周知、および②本クラブ名での供花を行うことができる。